

令和4年度

壬生町水道事業会計補正予算
(第1号)

栃木県下都賀郡壬生町

令和4年度壬生町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度壬生町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第1款	水道事業収益	672,314千円	△11千円	672,303千円
第1項	営業収益	605,306千円	△24,076千円	581,230千円
第2項	営業外収益	67,008千円	24,065千円	91,073千円
		支	出	
第1款	水道事業費用	574,984千円	18,131千円	593,115千円
第1項	営業費用	528,805千円	18,131千円	546,936千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	66,611千円	△3,695千円	62,916千円

令和4年11月30日提出

壬生町長 小 菅 一 弥

水道事業会計補正予算に関する説明書

令和4年度壬生町水道事業会計補正予算実施計画

令和4年度壬生町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

令和4年度壬生町水道事業予定貸借対照表

注 記 表

令和4年度壬生町水道事業補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			672,314	△11	672,303
	1 営業収益		605,306	△24,076	581,230
		1 給水収益	581,349	△24,076	557,273
	2 営業外収益		67,008	24,065	91,073
		3 雑収益	16,700	24,065	40,765

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			574,984	18,131	593,115
	1 営業費用		528,805	18,131	546,936
		1 原水及び浄水費	97,870	19,840	117,710
		2 配水及び給水費	59,516	△592	58,924
		3 総係費	73,202	△1,117	72,085

令和4年度壬生町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	63,104,163
減価償却費	254,416,185
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 321,913
貸倒引当金の増減額(△は減少)	178,128
長期前受金戻入額	△ 50,271,234
受取利息及び受取配当金	△ 37,000
支払利息	24,040,259
固定資産除却費	112,385,729
未収金の増減額(△は増加)	56,966,785
未払金の増減額(△は減少)	△ 262,395,404
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 63,705,949
たな卸資産の増減額(△は増加)	<u>217,125</u>
小計	134,576,874
利息及び配当金の受取額	37,000
利息の支払額	<u>△ 24,040,259</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	110,573,615

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 281,660,809
国庫補助金等による収入	<u>51,867,666</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 229,793,143

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	50,000,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 128,598,740</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 78,598,740

資金増加額(又は減少額)	△ 197,818,268
資金期首残高	<u>1,135,936,310</u>
資金期末残高	938,118,042

令和4年度壬生町水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(単位：円)

(1) 有形固定資産

イ 土 地		35,954,221
ロ 建 物	836,661,245	
減価償却累計額	<u>△ 287,454,524</u>	549,206,721
ハ 構 築 物	8,947,625,106	
減価償却累計額	<u>△ 4,120,858,226</u>	4,826,766,880
ニ 機 械 及 び 装 置	2,015,405,380	
減価償却累計額	<u>△ 1,289,719,575</u>	725,685,805
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	1,983,100	
減価償却累計額	<u>△ 1,883,945</u>	99,155
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	8,756,636	
減価償却累計額	<u>△ 8,537,611</u>	219,025
ト 建 設 仮 勘 定		<u>15,600,000</u>

有形固定資産合計 6,153,531,807

(2) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券		<u>0</u>
投 資 合 計		<u>0</u>

固定資産合計 6,153,531,807

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		938,118,042
(2) 未 収 金	30,674,423	
貸倒引当金	<u>△ 1,176,229</u>	29,498,194
(3) 貯 蔵 品		217,125
(4) 有 価 証 券		2,100,000
(5) 前 払 金		0
(6) その他雑流動資産		<u>0</u>

流動資産合計 969,933,361

資 産 合 計 7,123,465,168

負債の部

(単位：円)

3. 固定負債			
(1) 企業債			
建設改良に要する			
イ 企業債	<u>1,437,314,129</u>		
企業債合計		1,437,314,129	
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	<u>3,071,000</u>		
引当金合計		<u>3,071,000</u>	
固定負債合計			1,440,385,129
4. 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良に要する			
イ 企業債	<u>128,598,740</u>		
企業債合計		128,598,740	
(2) 未払金		112,455,173	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>4,538,755</u>		
引当金合計		4,538,755	
(4) その他流動負債		<u>7,022,200</u>	
流動負債合計			252,614,868
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,202,242,747	
(2) 収益化累計額		<u>△ 971,811,432</u>	
繰延収益合計			<u>1,230,431,315</u>
負債合計			2,923,431,312

資本の部

6. 資本金			3,452,586,911
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	892,000		
ロ その他資本剰余金	<u>10,996,593</u>		
資本剰余金合計		11,888,593	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	260,000,000		
ロ 利益積立金	90,000,000		
ハ 建設改良積立金	297,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>88,558,352</u>		
利益剰余金合計		<u>735,558,352</u>	
剰余金合計			<u>747,446,945</u>
資本合計			<u>4,200,033,856</u>
負債資本合計			<u><u>7,123,465,168</u></u>

注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 10～50年
 - 構築物 10～60年
 - 機械及び装置 8～20年
 - 器具及び備品 4～15年
 - 車両運搬具 4～5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

本町は、退職手当の支給について、栃木県市町村総合事務組合で共同処理しており、水道事業会計からも定期的な負担金を拠出している。また、それ以外の追加的負担については、発生の見込みがないため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 修繕引当金

会計基準改正前に計上してあった修繕引当金を計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 引当金の取崩し

ア 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費として14,152千円を支給することとなるため、賞与引当金4,861千円を取り崩す。

3 その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

